

富士川町やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この告示は、県内の子育て世代が理想の子どもの数を実現できる住環境の整備を図るため、また、脱炭素社会の実現、地域の防災力の向上、地域の住宅産業の振興等を図るため、「やまなし KAITEKI 住宅」を建築又は取得するための経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、富士川町補助金等交付規則(平成 22 年富士川町規則第 39 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅法」という。)第 2 条第 1 項の住宅をいう。
- (2) 建築 長期優良住宅法第 2 条第 2 項の建築をいい、新築、増築及び改築を含む。
- (3) 認定住宅 やまなし KAITEKI 住宅指針(令和 7 年 3 月 25 日付け建住第 5132 号)に定める KAITEKI 住宅基準を満たし、やまなし KAITEKI 住宅認定制度要綱(令和 7 年 3 月 25 日付け建住第 5160 号。以下「認定要綱」という。)第 3 条第 3 項の認定を受けた住宅をいう。
- (4) 県内事業者 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項に規定する建設業の許可のうち建築工事業の許可を受けている建設業者であって、県内に本店を有する者をいう。
- (5) 共同住宅等 共同住宅、長屋、併用住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (6) 子育て世帯等 自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の 4 月 1 日時点で 18 歳未満の子を有する子育て世帯又は、自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の 4 月 1 日時点で夫婦のいずれかが 39 歳以下の若者夫婦世帯をいう。

(補助の対象住宅)

第 3 条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「交付対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、1 件の住宅(共同住宅等にあつては 1 件の住戸)につき、補助金の交付は 1 回限りのものとする。

- (1) 本町内に存する認定住宅であること。
- (2) 県内事業者が建築の工事を施工した認定住宅であること。
(補助の対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住することを目的に交付対象住宅を建築又は取得した者であること。
- (2) 第 6 条第 2 項の規定による申請を行う日において、本町の住民基本台帳に記録されている住所が当該申請に係る交付対象住宅の所在地となっている者であること。
- (3) 富士川町暴力団排除条例(平成 24 年富士川町条例第 15 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でない者であること。
- (4) 認定要綱第 3 条第 4 項の規定によるやまなし KAITEKI 住宅認定通知書(以下「認定通知書」という。)の通知日又は認定住宅を購入した日から起算して 3 か月以内に第 6 条第 2 項の規定による申請を行う者であること。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表(イ)欄の区分に応じて、子育て世帯等にあつては(ロ)欄に掲げる額、子育て世帯等以外にあつては(ハ)欄に掲げる額とする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、認定要綱第 4 条第 1 項の確認を求めるよう努めなければならない。

2 申請者は、富士川町やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、各年度の 2 月末日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 認定通知書の写し
- (2) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
- (3) 認定住宅の建築の工事を施工した県内事業者に係る建設業の

許可の通知書の写し

(4) 申請者の口座情報が分かるものの写し

(5) 住民票謄本

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第7条 町長は、前条の申請があった場合には、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、富士川町やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に送付するものとする。

2 町長は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定をしたときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 認定要綱第8条第1項の認定の取消しがあったとき。

(4) 認定住宅に係る法令に基づく処分に違反したとき。

(5) 規則及びこの告示の規定に違反したとき。

(6) 前5号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、前条第1項の補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第10条 補助事業者は、第8条第1項の規定による取消しに関し、補

助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

3 町長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(財産処分の制限)

第 11 条 補助事業者は、建築又は取得した認定住宅(以下この条において「取得財産」という。)に係る認定通知書の通知日から起算して 10 年(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでの間は、町長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第 3 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 町長は、第 1 項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表

(イ) 認定住宅の種類 及び県産木材の使用量の区分	補助金の額	
	(ロ) 子育て世帯等	(ハ) 子育て世帯等 以外
やまなし KAITEKI 住宅	40 万円	20 万円
やまなし KAITEKI 住宅 / ZERO	60 万円	40 万円
やまなし KAITEKI 住宅 / FORET	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が 5 m ³ 以上 であり、かつ、 木材使用量の 30% 以上である 場合	60 万円	40 万円
県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上 であり、かつ、 木材使用量の 40% 以上である 場合	70 万円	50 万円
県産木材の使用量が 10 m ³ 以上 であり、かつ、 木材使用量の 50% 以上である 場合	80 万円	60 万円
やまなし KAITEKI 住宅 / ZERO・ FORET	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が 5 m ³ 以上 であり、かつ、 木材使用量の 30% 以上である 場合	80 万円	60 万円
県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上 であり、かつ、 木材使用量の 40% 以上である 場合	90 万円	70 万円
県産木材の使用量が 10 m ³ 以上 であり、かつ、 木材使用量の 50% 以上である 場合	100 万円	80 万円

やまなし KAITEKI 住宅リノベ	60 万円	40 万円
やまなし KAITEKI 住宅リノベ / ZERO	80 万円	60 万円
やまなし KAITEKI 住宅リノベ / FORET	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が 5 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 30% 以上である場合	80 万円	60 万円
県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 40% 以上である場合	90 万円	70 万円
県産木材の使用量が 10 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 50% 以上である場合	100 万円	80 万円
やまなし KAITEKI 住宅リノベ / ZERO・FORET	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が 5 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 30% 以上である場合	100 万円	80 万円
県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 40% 以上である場合	110 万円	90 万円
県産木材の使用量が 10 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 50% 以上である場合	120 万円	100 万円